

平成28年度

建物の色彩計画が周囲に与える影響についての一考察

釧路開発建設部 施設整備課 ○千 大二郎
河崎 竜彦

外壁改修時の色彩計画は、建物の利用者や周囲の景観に与える影響を考慮し、現状を踏襲するのが一般的である。当部において、同一敷地内で色彩の異なる既存建物を外壁改修の際に統一し、周囲の景観と調和を図った事例がある。本論文は建物色彩計画が周囲に与える影響を、外壁改修前後の当部の事例を基に考察するものである。

キーワード：色彩、景観、外壁改修

1. はじめに

釧路開発建設部管内において、老朽化の進んだ建築物の外壁改修を行った。当該建築物は周囲を低層な住宅に囲まれた春採湖を望む高台に位置し、周囲からの視線を集めやすい場所にある。

当該建築物は構造上独立している2棟の建築物を渡り廊下で接続した全体で1つの建築物で、最初に1棟目〔A棟〕を新築し（写真-1）、次に2棟目〔B棟〕を増築し渡り廊下で接続していたが、各々の外壁の印象は異なっていた。（写真-2）

各々の建築物について新築時からの経年劣化等により、それぞれ外壁改修を2回に分けて行っている。

（写真3、4）

本論文は建物の色彩計画が周囲に与える影響を、外壁改修前後の事例を基に考察するものである。



写真2 [B棟] 増築時 (左)



写真3 [A棟] 外壁改修時 (右)



写真-1 [A棟] 新築時



写真4 [B棟] 外壁改修時 (左)

2. 釧路市の景観への取り組み

(1) 釧路市の概要

釧路市は、北海道の東部、太平洋沿岸に位置し「釧路湿原」「阿寒」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた環境を有し、一方で都心部では優れたデザインの近代建築が立地するなど、都市的景観も有している地域である。（写真-5）



写真-5 釧路市の景観（中心部）

(2) 釧路市景観形成基準

平成16年6月、景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えられた。これを受けて、全国の市町村において、それぞれの地域の特徴を活かした景観行政が進められている。

釧路市においても平成19年に釧路市全域を対象とした釧路市景観条例を制定し、大規模な建築物等の届出制度を設けるなど景観形成の誘導に努めており、翌平成20年に景観行政団体となり、平成22年に釧路市景観計画を施行し建築物の色彩や形態等への基準を設けている。

（図-1）

区 分		基 準	
建 築 物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した配置とする。 地域の良好な眺望景観を阻害しないよう配慮する。 	
	形 態 意 匠	全 般	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とする。 建築物全体の統一感のある形態・意匠とする。
		壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管、ダクト等は、外壁面に露出しないよう配慮する。 やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色調となるよう配慮する。
		屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する。 やむを得ない場合は、壁面を立ち上げるか覆いを設けるよう配慮する。
		屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と調和した形態、材料、色彩となるよう配慮する。
	バルコニー ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯物等が道路等の公共空間から直接見えにくい構造、意匠となるよう配慮する。 	
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。 複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。 		
外 構	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間に面した空間は、沿道としての一体感や連続性の確保に配慮し、可能な限り修景を行う。 敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。 		

図-1 釧路市景観形成基準（「釧路市景観計画」から引用）

3. 当該建築物の概要

(1) 敷地周囲の概要

当該建築物は釧路駅から5km程度の市街地東部で太平洋沿岸から近い位置にある春採湖を望む高台に位置しており、当該建築物の敷地周囲は空き地が多く空き地周りに低層の住宅が立ち並ぶ閑静な場所である。（写真-6）周囲からの視線を遮るものが無く、どこからでも見通される特長がある。

春採湖対岸には釧路市を代表する建築物であり周囲のシンボルにもなっている釧路市博物館がある。

（図-2、写真7）



写真-6 対象建築物周囲の状況



図-2 春採湖周辺地図（「国土地理院」から引用）

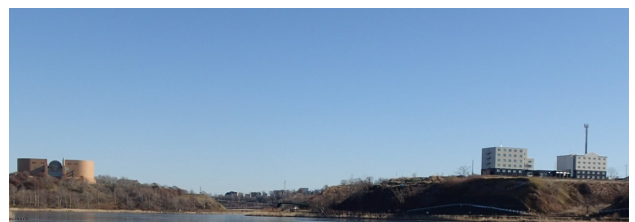


写真-7 （左）釧路市博物館、（右）当該建築物

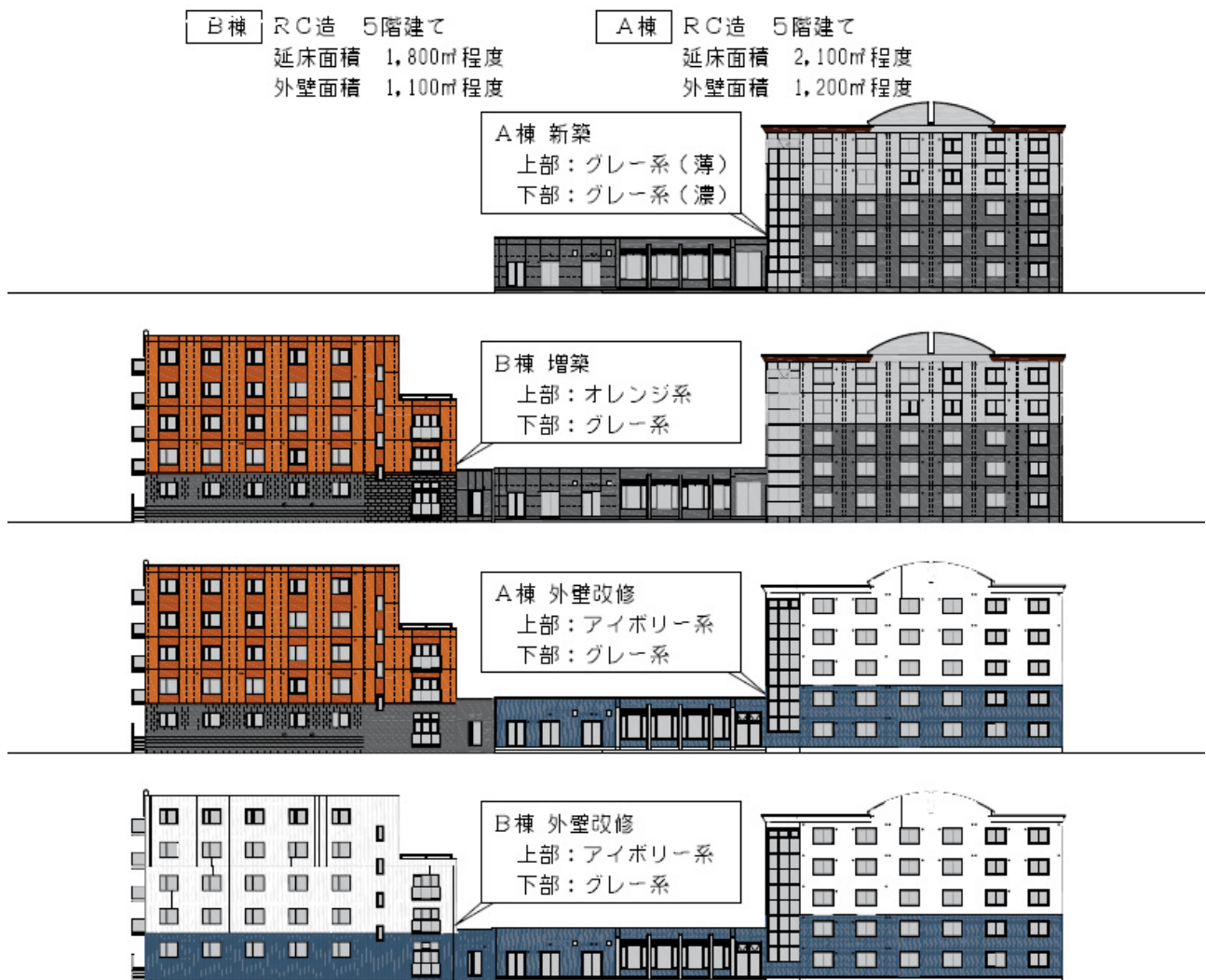


図-3 新築～外壁改修迄の経緯

(2) 対象建築物の色彩の変遷

〔A棟〕建設時は上段・下段ともに同系色のグレー系のツートンカラーとし、周囲への圧迫感の軽減に努めているものと思われる。

〔B棟〕増築時は春採湖対岸の釧路市博物館との見え方を考慮し、釧路市博物館と同系色のオレンジ系を上段に配し、下段のみA棟と同系色のグレー系としているものと思われる。また、当時は〔A棟〕と色彩を合わせないことにより大きな面積となることを避け周囲への圧迫感の軽減を図っているものとも考えられる。

〔A棟〕外壁改修時については、既存への金属パネルによるカバー工法での外壁改修であり、標準色の中から既存に近いものを選定したものと思われる。

〔B棟〕外壁改修時については〔A棟〕の外壁改修と同じく既存への金属パネルによるカバー工法での外壁改修であった。色彩については〔A棟〕外壁改修時と同じ色彩を選定している。（図-3）

(3) 外壁改修時の色彩計画方針（最終）

渡り廊下で接続されているが、色彩の異なっていた建築物の色彩を統一することにより以下の効果を期待した。

- ・周囲の景観との調和を図る。
- ・建築物全体の統一感を持たせる。

4. 建物色彩計画が周囲に与える影響考察

(1) 周囲の景観との調和について

B棟当初のオレンジ系の外壁色彩は春採湖対岸の釧路市博物館と同系色で整備しており、釧路市博物館と同様に周囲の景観に映えて、存在していた。（写真-8）

B棟改修時の外壁色彩計画は、当該建築物が職員宿舎であり、付近のシンボルとなるような建築物ではないと考え、今回の外壁改修においては1つの建築物としてのまとまりを持たせることを考慮し、地域内で多く見られる色彩から突出しないように配慮した。また面積の大きな壁面であることから上段（ベースカラー）と下段（サブカラー）に分け低層住宅の多い周囲への圧迫感の軽減にも努めた。上段のベースカラーをアイボリー系の色彩とし外観が空に馴染みやすくなり、改修前（写真-8）よりも周囲の景観に溶け込み目立たなくなったように感じる。その結果、釧路市のシンボリック建築物である釧路市博物館が一層引き立つ結果に繋がったものと思われる。（写真-7）



写真-8 (左) 釧路市博物館 (右) 外壁改修前の当部建物

(2) 建築物全体の統一感について

渡り廊下で接続されている1つの建築物であるが、B棟建設当時は別の建築物としての見せ方に重きを置いていた。しかし時代の変化を経て職員宿舎への見方も変化し、景観に映えることよりも馴染むことが求められるようになってきた。B棟の外壁改修においては建築物全体の統一感を持たせる事を考慮し、改修後の色彩は、上段（ベースカラー）と下段（サブカラー）のみの少ない色彩で統一し、一群としてのまとまりを持たせスッキリした印象としたことで、一定の効果を挙げたものと思われる。（写真-9～11）



写真-9 周囲からの見え方 (B棟外壁改修後) 1



写真-10 周囲からの見え方 (B棟外壁改修後) 2



写真-11 周囲からの見え方 (B棟外壁改修後) 3

5. おわりに

建築物の整備に当たっては、周辺の環境や街並みとの調和を図り、良好な景観形成に配慮する必要がある。今回は「建物の色彩計画が周囲に与える影響」に限定かつ「釧路市内の1つの事例」に的を絞って考察を行いました。景観を構成する要素は多岐に渡り、その中でも「色彩」の占める割合が大きいことは間違いないが「色彩」についての「善し悪し」や「周辺と調和しているか否か」などの感覚は個人差によるところが大きいと考えます。

当部においても同一敷地の建築物でありながら、その時々々の時代背景等によって、全く異なる色彩計画を選定する事例がある等、いつの時代も適切な色彩計画を講ずることは非常に難しいものであると実感します。当該建築物の色彩は最終的に現状の色彩となりましたが、改修前の色彩についても、その時々で最良の判断の元、色彩計画が講じられたものであります。

今回の考察が外壁改修時等の色彩計画時の一助になれば幸いです。